

令和3年5月

第117回丹波市議会臨時会議案書

承認議案

承認第1号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

丹波市長 林 時彦

専決第21号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、丹波市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第24号

丹波市税条例等の一部を改正する条例

（丹波市税条例の一部改正）

第1条 丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の右に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第19項を第17項とし、第20項を第18項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度ま

で」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の右に「又は第3項」を、「同条第4項」の右に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（丹波市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 丹波市税条例の一部を改正する条例（令和2年丹波市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、丹波市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、丹波市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、丹波市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、丹波市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第4項及び第5項の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の丹波市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則

第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の丹波市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第18項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第

1 条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

令和3年度丹波市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度丹波市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

丹波市長 林 時彦

専決第23号

令和3年度丹波市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当受給者等やその他住民税非課税の子育て世帯に対し特別給付金を支給するため、令和3年度丹波市一般会計補正予算（第1号）を決定する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月13日専決

丹波市長 林 時彦

令和 3 年 度

丹波市一般会計補正予算

(第 1 号)

専決処分

令和3年度丹波市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度丹波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,703,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月13日専決

丹波市長 林 時彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,831,097	103,821	3,934,918
	2 国庫補助金	714,170	103,821	817,991
歳入	合 計	34,600,000	103,821	34,703,821

(単位：千円)

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費			10,405,753	103,821	10,509,574
		2 児童福祉費	4,472,769	103,821	4,576,590
	歳 出	合 計	34,600,000	103,821	34,703,821

令和 3 年 度

丹波市一般会計

補正予算(第 1 号)専決処分に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,831,097	103,821	3,934,918
歳入合計	34,600,000	103,821	34,703,821

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 国県支出金	定 財 源	
					地方債	その他
3 民生費	10,405,753	103,821	10,509,574	103,821		
歳 出 合 計	34,600,000	103,821	34,703,821	103,821		

2 歳 入
 (15 款) 国庫支出金
 (2 項) 国庫補助金

(単位：千円)

15	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	国庫支出金	3,831,097	103,821	3,934,918			
2	国庫補助金	714,170	103,821	817,991			
	2 民生費国庫補助金	220,467	103,821	324,288	2 児童福祉費 補助金	103,821	・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

3 歳 出

(3 款) 民 生 費
(2 項) 児 童 福 祉 費

(単 位 : 千 円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金 額	説 明
				補定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
3	民生費	103,821	10,509,574	103,821					
2	児童福祉費	103,821	4,576,590	103,821					
1	児童福祉総務費	103,821	1,789,883	103,821					
						1 報 酬	839	2125 子育て世帯生活支援特別給付金事業 103,821	
						8 旅 費	60	1 報酬 (839)	
						10 需用費	90	会計年度任用職員報酬 (839)	
						11 役 務 費	425	8 旅費 (60)	
						12 委 託 料	1,980	費用弁償(通勤手当分) (60)	
						13 使用料及び賃借料	120	10 需用費 (90)	
						17 備品購入費	57	消耗品費 (90)	
						18 負担金補助及び交付金	100,250	11 役務費 (425)	
								通信運搬費(郵送料) (285)	
								その他手数料 (140)	
								12 委託料 (1,980)	
								システム(開発・変更)委託料 (1,980)	
								13 使用料及び賃借料 (120)	
								事務機器借上料(ハード) (120)	
								17 備品購入費 (57)	
								機械・器具費 (57)	
								18 負担金補助及び交付金 (100,250)	
								子育て世帯生活支援特別給付金 (100,250)	

給 与 費 明 細 書

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与					合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費		
補正後	557 (387)	787,067	2,135,071	1,500,505	4,422,643	1,274,063	5,696,706	
補正前	557 (387)	786,228	2,135,071	1,500,505	4,421,804	1,274,063	5,695,867	
比較	()	839			839		839	

(単位:千円)

() 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員を外書

区分	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	通勤 手当	期末 手当	勤勉 手当	管理 手当	特別 手当	住居 手当	時間 手当	外 手当	休日 手当	特別 手当	管理 手当	夜間 手当	休日 手当	児童 手当	単身 手当	専任 手当	特定 手当	業績 手当	847	
																							847
職員手当 の内訳	389	79,784	52,993	633,343	352,790	49,620	10,430	20,729	231,201	5,538	16,535	42,840	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	847
比較	389	79,784	52,993	633,343	352,790	49,620	10,430	20,729	231,201	5,538	16,535	42,840	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	847

(単位:千円)

了 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与					合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費		
補正後	557 (13)		2,135,071	1,356,025	3,491,096	1,128,473	4,619,569	
補正前	557 (13)		2,135,071	1,356,025	3,491,096	1,128,473	4,619,569	
比較	()							

(単位:千円)

() 内は再任用短時間勤務職員を外書

区分	地域 手当	扶養 手当	通勤 手当	通勤 手当	期末 手当	勤勉 手当	管理 手当	特別 手当	住居 手当	時間 手当	外 手当	休日 手当	特別 手当	管理 手当	夜間 手当	休日 手当	児童 手当	単身 手当	専任 手当	特定 手当	業績 手当	847	
																							847
職員手当 の内訳	389	79,784	52,993	488,863	352,790	49,620	10,430	20,729	231,201	5,538	16,535	42,840	360	360	360	360	360	360	360	360	360	847	
比較	389	79,784	52,993	488,863	352,790	49,620	10,430	20,729	231,201	5,538	16,535	42,840	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	847

(単位:千円)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与					合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費		
補正後	1年任用 (374)	702,604	141,816	844,420	145,590	1,077,137	任用する期間が1年の職員 (1日単位で任用する職員を含まず。)	
補正前	1年未満任用	84,463	2,664	87,127	145,590	1,077,137	任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員	
比較	合計	787,067	144,480	931,547	145,590	1,076,298		
補正後	1年任用 (374)	702,604	141,816	844,420	145,590	1,076,298	任用する期間が1年の職員 (1日単位で任用する職員を含まず。)	
補正前	1年未満任用	83,624	2,664	86,288	145,590	1,076,298	任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員	
比較	合計	786,228	144,480	930,708	145,590	1,076,298		
比較	1年任用 ()	839		839		839	任用する期間が1年の職員 (1日単位で任用する職員を含まず。)	
比較	1年未満任用	839		839		839	任用する期間が1年未満の職員、及び1日単位で任用する職員	
比較	合計	839		839		839		

(単位:千円)

() 内はパートタイムの会計年度任用職員を外書

区分	通勤 手当	期末 手当	扶養 手当	通勤 手当	通勤 手当	期末 手当	勤勉 手当	管理 手当	特別 手当	住居 手当	時間 手当	外 手当	休日 手当	夜間 手当	休日 手当	児童 手当	847
職員手当 の内訳		144,480															
比較		144,480															

(単位:千円)